

八戸市における地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「施行規則」という。）第 12 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により行う認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約に際し、当該施設において製作された物品の買い入れ又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）の自立の促進に資することの認定について、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第 2 条 市長は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを、当該施設において製作された物品を買い入れること又は当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。ただし、市長が適当でないと認めるときはこの限りでない。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として市の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動又は事業を実践していること。
- (3) 現に本市から生活困窮者を受入れており、当該施設において製作された物品又は当該施設で行う役務について、従事する者が主として本市の生活困窮者であること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 八戸市暴力団排除条例（平成 23 年八戸市条例第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に該当していないこと。
- (8) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (9) その他、市が必要と認めた指導に従うこと。

(認定の申請)

第 3 条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（別記第 1 号様式）において物品又は役務を指定した上で、誓約書（別記第 2 号様式）及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定)

第 4 条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、施行規則第 12 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、認定をしたときは認定通知書（別記第 3 号様式）により、認定をしないときは非該当通知書（別記第 4 号様式）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第5条 市長は、第2条各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要と認めるときは、当該申請者を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うものとする。

(認定団体の公表)

第6条 市長は、第4条第2項の認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、名簿を作成し公表するものとする。

(認定事項の変更)

第7条 認定団体は、認定事項に変更が生じたときは、変更届（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第8条 認定団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設を廃止し、若しくは休止しようとするとき、又は第4条第2項の認定を辞退するときは、辞退届（別記第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定団体が、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取り消されたとき。
- (3) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき。
- (5) 施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく契約の履行に当たり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- (6) 他の認定団体が、施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (7) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき。
- (8) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。
- (9) その他、事業者の認定にふさわしくないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取消したときは、速やかに認定取消通知書（別記第7号様式）により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 認定団体は、この基準により契約を締結しようとするときは、契約を締結する前に生活困窮者就労訓練事業に係る契約予定報告書（別記第8号様式）により市長に報告し、第2条第3号の条件を満たしているか確認を受けるものとする。

2 認定団体は、この基準により契約を締結したときは、契約期間中における生活困窮者就労訓練事業の実施状況等に関し、前月分の報告を翌月 10 日までに生活困窮者就労訓練事業の実施に係る現況報告書（別記第 9 号様式）により、市長に報告しなければならない。

（事務）

第 11 条 この基準に関する事務は、八戸市福祉部生活福祉課において実施する。

（その他）

第 12 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 2 月 1 日から実施する。

別記

第1号様式（第3条関係）

生活困窮者の自立の促進に資することの認定申請書

年 月 日

（あて先）八戸市長

所在地

名称

代表者氏名

八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

(フリガナ) 事業所名		
担当者	部署 職・氏名	
	電話・Fax・ e-mail	Tel Fax Mail
事業所 概要	営業種目	
登録する 物品又は 役務	物品・役務の内容	

<添付資料>

- 1 定款（個人事業主は除く。）
- 2 事業所概要（パンフレット等）
- 3 役員名簿（生年月日を付記のこと）
- 4 納税証明書
 - ・法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ・県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書
 - ・市税の滞納がないことの証明書
- 5 登録物品・役務の概要（パンフレット・写真等）
- 6 生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写し
- 7 その他市長が必要と認める資料

誓 約 書

年 月 日

（あて先）八戸市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

年 月 日付けで行った、八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第3条の規定に基づく認定の申請について、下記のとおり誓約します。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 認定基準第2条第2号のとおり、生活困窮者の就労機会の確保等の活動又は事業を実践していること。
- 3 認定基準第2条第3号のとおり、現に本市から生活困窮者を受入れており、当該施設において製作された物品又は当該施設で行う役務について、従事する者が主として本市の生活困窮者であること。
- 4 認定基準第2条第4号のとおり、就労訓練事業の実施について、適切な業務遂行能力を有していること。
- 5 認定基準第2条第5号から第9号までのいずれにも該当していること。

（参考） 認定基準第2条第5号から第9号

- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納していないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団に該当していないこと。
- (8) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (9) その他、市が必要と認めた指導に従うこと。


- 6 当事業所が提出した本誓約書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が必要と認めるときは、青森県警察八戸警察署長へ照会することを承諾します。

第3号様式（第4条第2項関係）

生活困窮者の自立の促進に資することの認定通知書

年 月 日

様

八戸市長 小林 眞 

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者の自立の促進に資することの認定申請について、次のとおり認定しますので、八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第4条第2項の規定に基づき通知します。


事業所名		
所在地		
代表者氏名		
認定番号		
登録物品 又は役務	物品・役務の内容	
	認定開始日	

第4号様式（第4条第2項関係）

生活困窮者の自立の促進に資することの認定非該当通知書

年 月 日

様

八戸市長 小林 眞 

年 月 日付けで申請のあった生活困窮者の自立の促進に資することの認定申請について、八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第2条の規定により審査した結果、次の理由により認定しないこととしましたので通知します。

事業所名		
住所		
登録物品 又は役務	物品・役務の内容	
認定しない理由		

生活困窮者の自立の促進に資することの認定事項変更等届

年 月 日

八戸市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け認定番号第 号の生活困窮者の自立の促進に資することの認定について、次のとおり変更等が生じたので、八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第7条の規定により届け出ます。

変更等年月日	
変更等の内容	
変更等の理由	

生活困窮者の自立の促進に資することの認定辞退届

年 月 日

八戸市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名


年 月 日付け認定番号第 号で認定を受けた、生活困窮者の自立の促進に資することの認定について、次のとおり認定を辞退しますので、八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第8条の規定により届け出ます。

辞退理由	
------	--

生活困窮者の自立の促進に資することの認定取り消し通知書

年 月 日

様

八戸市長 小林 眞 

年 月 日付け認定番号第 号で認定した生活困窮者の自立の促進に資することの認定について、次の理由により認定を取り消しますので、八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第9条第2項の規定に基づき通知します。

事業所名		
住所		
代表者氏名		
登録物品 又は役務	物品・役務の内容	
取り消しの理由		

生活困窮者就労訓練事業に係る契約予定報告書

年 月 日

八戸市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け認定番号第 号の認定に係る事業について、下記の相手方と契約予定ですので、八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第10条第1項の規定に基づき報告します。

認定されている 物品・役務の内容		
契約を予定し ている相手方		
当該事業に従事し ようとする予定人数 (延人数)		
上記のうち、生活困 窮者の人数及び氏名 (延人数)	人	氏名

生活困窮者就労訓練事業の実施に係る現況報告書

年 月 日

八戸市長 様

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け認定番号第 号の認定について、年 月分の実績を八戸市における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資することの認定に関する基準第10条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

認定されている 物品・役務の内容				
契 約 名				
契 約 先				
勤 務 実 績				
月	当該事業に従事して いた人数（延人数）	人	左のうち、従事した 生活困窮者数（延人数）	人
生 活 困 窮 者 氏 名				
1		6		
2		7		
3		8		
4		9		
5		10		